

新病院建設に係る基本構想・基本計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

京都第二赤十字病院 新病院建設に係る基本構想・基本計画策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、京都第二赤十字病院新病院建設にかかる基本構想及び基本計画を策定するための支援を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 委託内容

次の業務を委託するものとする。

(1) 基本構想策定支援

- ①外部環境と内部環境の調査及び分析
 - ・現状と課題の整理
 - ・将来医療需要予測
 - ・経営データ分析
 - ・中長期計画（新棟建設に向けた資金計画）
 - ・その他必要事項

②新病院基本方針の設定

- ・診療機能、病床規模の整理
- ・各部門方針、機能、規模の整理
- ・重点項目の整理
- ・その他必要事項

③建築条件整理、建築方針等の策定

- ・土地利用計画
- ・新病院の建設場所、建物規模の検討
- ・建物配置及び工事工程の検討
- ・整備スケジュールの検討
- ・既存建物の利用検討
- ・概算工事費の算出
- ・その他必要事項

④その他必要事項

(2) 基本計画策定支援

- ①全体計画の策定

- ②部門計画の策定
- ③施設整備計画の策定
- ④医療機器、施設設備等整備計画の策定
- ⑤事業収支計画
 - ・概算工事費の精査、更新
 - ・ケース別事業検証
 - ・補助金、交付金可能性調査
- ⑥設計会社選定条件の整理
- ⑦その他必要事項

5. 業務実施の条件等

業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守し、本仕様書に基づき実施すること。

- (1) 受託者は本業務を履行し得る十分な経験、専門技術、専門知識及び人格を有したスタッフを配置すること。なお、スタッフには日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタント資格を有する者及び一級建築士を含むこと。
- (2) 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、常時スタッフと連絡できる体制をとること。また、委託者の打ち合わせ要請、資料要求及び質問に対し速やかに対応すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (4) 受託者は、業務の処理一式を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、事前に書面による委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 業務の確実な履行が得られないと委託者が判断する場合、受託者は委託者の求めに応じ、速やかに改善の措置をとること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と受託者が十分な協議の上、決定するものとする。
- (7) 受託者は委託者から提供された資料、情報及び作成物を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。また、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないように丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

6. 打ち合わせ

受託者は、各種検討会の事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、各種検討会での打ち合わせ事項について、後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等の記載された議事録を作成し、委託者に内容確認を行うこと。

【各種検討会】

- ・ 検討委員会（仮称）
- ・ 各部門ヒアリング
- ・ 事務局との打ち合わせ

7. 業務計画書の提出について

受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し、承認を得ること。

(1) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 検討業務内容
- ② 業務遂行方針
- ③ 業務詳細工程
- ④ 業務実施体制及び組織図
- ⑤ 総括責任者、担当者一覧表及び経歴書
- ⑥ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当者一覧表
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 打ち合わせ計画
- ⑨ その他必要事項

(2) 上記7-(1)に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書を提出し、承認を得ること。

8. 成果品

- ・ 基本構想書
- ・ 基本計画書
- ・ その他病院が求める資料

9. 検査

- ・ 業務が完了した時は、業務完了報告書とともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。
- ・ 業務完了期限前であっても、委託者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。